

答 申 情 第 1 4 9 号
令 和 5 年 1 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月28日付け保生生第4852号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

外国人に係る生活保護の取扱いに関する厚生労働省からの通知文の不存在による非公開決定事案（諮問情第246号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和3年6月24日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「生活福祉課保有の厚生労働省交付している「外国人の生活保護について」通知類全部」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。）。。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書について、公文書公開請求却下処分（以下「処分①」という。）をし、令和3年7月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

- ・ 請求された公文書は、次の理由から条例第2条第2項アに該当し、請求の対象とならない文書であるため、本件請求は却下する。

厚生労働省から発出される通知については、中央法規出版株式会社が毎年発行している「生活保護関係法令通知集」に収載（毎年発行、更新）されているため。

(3) 審査請求人は、令和3年7月13日に、処分①を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、処分①の取消しを求める審査請求（以下「審査請求①」という。）をした。

(4) 審査庁は、審査請求①を受けて、令和3年8月26日付けで、以下の理由から審査請求人の主張を認容する裁決を行った。

- ・ 当初、本件請求の趣旨は判然としなかったが、審査請求書において「厚生労働省交付の請求しており、「交付」公印有るもの、「販売」公印無いもの、その為、京都市長の収授した厚生労働省交付のもの全部求めている。」と主張していることから、本件請求は厚生労働省の公印がある文書を求めたものであったことが確認できた。
- ・ 本件請求の趣旨を踏まえ、改めて対象公文書を検索したところ、厚生労働省からの通知等については保存年限を1年としているが、外国人の生活保護に係る通知のうち一部の公文書は、処分庁から各区役所・支所健康福祉部生活福祉課へ通知した文書の一部として保存していることが判明した。
- ・ 「生活保護関係法令通知集」に収載されている厚生労働省から発出される通知は、実際に各地方公共団体に通知される文書と比較して、公印の有無以外は内容に異なる部分がないことが認められるものの、審査請求①により本件請求の趣旨が明確に確認できたことを踏まえ、本件請求に対し公開等の処分を行うと判断した。

- ・ 以上から、審査請求人の主張を認容し、処分①を取り消す。

(5) 処分庁は、改めて本件請求に係る公文書として以下のア～ウを特定したうえで、公文書公開決定処分をし、令和３年９月７日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

ア 平成２２年１０月２２日社援保発１０２２第１号厚生労働省社会・援護局保護課通知「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」

イ 平成２３年８月１７日社援保発０８１７第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて」

ウ 平成２４年７月４日社援発０７０４第４号厚生労働省社会・援護局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について」

なお、処分庁は、令和３年９月１０日に審査請求人から「公文書公開決定処分の対象となった３件の公文書については、東京都に同様の請求をして入手しているため送付は不要である」との連絡を受けた。

(6) また、処分庁は、本件請求に係る以下のア～クの公文書（以下「本件対象公文書ア」などと表記する。）については、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第９条別表に基づき保存年限を１年としており、これを経過し廃棄したため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和３年９月７日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

ア 昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」

イ 昭和３８年８月１日社発第５２５号厚生省社会局長通知「老人福祉法の施行に伴う留意事項等について」

ウ 昭和４１年１月６日 社保第３号厚生省社会局保護課長通知「外国人保護の取扱いについて」

エ 昭和４９年４月１６日 社保第７５号厚生省社会局保護課長通知「中国からの一時帰国者に対する生活保護法上の取扱いについて」

オ 昭和５７年１月４日 社保第２号厚生省社会局長通知「難民等に対する生活保護の措置について」

カ 平成１３年１０月１５日 社援保発第５１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて」

キ 平成２７年９月１６日 社援保発０９１６第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」

ク 平成３１年３月２９日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について」

(7) 審査請求人は、令和３年１２月２日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第

2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 審査請求人は、本件審査請求の理由として「京都市は、外国籍住民の生活保護の申請の結果や停廃止の通知書上には、本件不存在の昭和29年5月8日社発第382号の記載をしている。（以下略）」と主張していることから、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の文書の開示を求めている趣旨と考えられる。

イ また、同通知を一部改正する平成30年6月8日社援発0608第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について」と、関連通知である昭和41年1月6日社保第3号厚生省社会局保護課長通知「外国人保護の取扱いについて」も、同様に開示されるべきとの主張が推察される。

ウ なお、審査請求人は、審査請求①において厚生労働省の公印がある文書として京都市長が収受した通知すべてを求めていることや、令和3年9月10日には処分庁が公開決定を行った3件の通知について他から入手済みであるから交付は不要である旨の申し出があったことなどから、審査請求人は、公文書の内容を確認することを目的としているのではなく、処分庁の生活保護決定通知書に記載されている厚生労働省からの通知の原本を、処分庁が保有しているか否かを確認することが目的であると推察される。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 規則第9条において、「公文書の保存期間は、法令に定めがある場合を除き、別表の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を基準として別に定める。」と規定しており、同条別表の6（3）において、「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」は、保存期間を1年と規定している。

イ 本件審査請求で対象とされている公文書は、規則第9条別表の6（3）における「通知」に該当することから保存期間を1年としており、当該期間を経過した後、規則第10条に基づき適切に廃棄しているため、請求時点で処分庁は対象文書を保有していない。

- (3) なお、処分庁では、厚生労働省の通知などを掲載している「生活保護関係法令通知集」を毎年度購入し、生活保護事務に携わる職員は当該書籍等を活用し、適正な生活保護事務の執行を行っており、通知の原本を1年保存の後に廃棄することが適正な業務執行に支障を及ぼすものではない。また、通知の原本を保有していないことをもって生活保護決定の効力に支障が生じるものではない。
- (4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張はおおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市は、外国籍住民の生活保護の申請の結果や停廃止の通知書上には、本件不存在の昭和29年5月8日社発第382号の記載している。
- (2) 昭和41年1月6日社保第3号は、昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）の追従の為、条約第28条、第4条、第5条の反する昭和29年5月8日社発第382号の一部改正の繰り返す厚生労働省交付。京都市指令保生生第3503号の3点目は有る。
- (3) 昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）は、昭和41年1月6日社保第3号（条約第28号）現在も生きている通知。又は平成30年6月8日社援発0608第8号が直近最新の一部改正通知。
- (4) もっとも必要かつ「特別永住者」の日本人同等扱い示す条約第28号の第4条・第5条の判断すべき怠っている処分庁。
- 社保第3号は通達であり命令。中央法規販売の生活保護法関係法令通知集の目次上の第8章にも並んでいる。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、厚生労働省の公印が押印された、外国人に対する生活保護に関する厚生労働省通知である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件請求に係る公文書については、規則第9条別表に基づき保存年限を1年としており、当該期間を経過した後、規則第10条に基づき適切に廃棄しているため存在しないと主張する。

一方、審査請求人は、本件対象公文書アについては、外国籍住民の生活保護の申請の結果や停廃止の通知書上にその名称が記載されていること、本件対象公文書ウについては、現在も効力を有する通知であることなどから当該文書は存在するはずだとの趣旨の主張であると認められる。

イ 処分庁においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則で定めており、規則第9条別表において公文書の区分に応じた保存期間の基準が定められている。

当審査会としては、処分庁が当該規定に基づき本件請求に係る公文書の保存年限を1年と定め適正に管理している結果、本件請求時点において文書が存在しないとの主張に特段不合理な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年12月28日 諮問

令和4年 2月 1日 諮問庁からの弁明書の提出

12月21日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第7回会議）

令和5年 1月25日 審議（令和4年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）